

第四十三号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 五十万八千七百九十二円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 十万二千五百円

債権発生日 平成三十年十月十一日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 十三万七千七百六十八円

債権発生日 令和元年十一月十三日

債権発生理由 生活保護法第六十三条

(三) 債権ウ 債権の額 八万三千七百四十六円

債権発生日 令和二年十月二十三日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(四) 債権エ

債権の額 六万六百五十八円

債権発生日 令和二年十月二十三日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(五) 債権オ

債権の額 十三万百二十円

債権発生日 令和二年十一月十日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

債務者が令和三年六月二十五日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。